

公布された規則のあらまし

○地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（規則第五号）

1 この規則は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）

2 次に掲げる手続等に関し必要な事項を定めることとした。

- (1) 法第二六条第一項の規定による中期計画の認可の手続
 - (2) 法第二七条第一項の規定による年度計画の記載事項
 - (3) 法第二九条第一項の規定による事業報告書の記載事項
 - (4) 法第四〇条第四項の規定による積立金の処分に係る承認の手続
 - (5) 法第四〇条第六項の規定による納付金の納付の手続
 - (6) 法第四一条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による短期借入金の認可の手続
 - (7) 法第四四条第一項の規定による重要な財産の処分等の認可の手続
- 3 その他所要の事項を定めることとした。
- 4 この規則は、法人の成立の日から施行することとした。

○地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の設立に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第六号）

1 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の設立に伴い、児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則及び電子計算組織による給与支給事務等処理規則について所要の改正を行うとともに、佐賀県立病院好生館規則及び佐賀県立病院好生館財務規則を廃止することとした。

2 この規則は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行す

ることとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県工業等振興条例施行規則を廃止する規則（規則第七号）

1 佐賀県工業等振興条例施行規則は、廃止することとした。

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則（規則第八号）

1 木材業者及び製材業者の登録申請書において登録申請者が暴力団員等でないことを誓約させることとした。（第二条並びに第一号様式及び第二号様式関係）

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第九号）

佐賀県職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成二十二年六月三〇日とすることとした。

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第一〇号）

1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正し、月に六〇時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（時間外勤務代休時間）を指定することができる制度を新設することに伴い、佐賀県自治修習所設置規則ほか三二規則について、所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第一一〇号）

1 退職手当の調整額に係る職員の区分の一部を改めることとした。（別表関係）

2 この規則は、公布の日から施行することとした。